

令和7年度いじめ防止基本方針

糸島市立前原小学校

〇はじめに

いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめ問題は学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめ問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要である。このことから、平成25年6月、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）が成立した。

そこで、国及び県、糸島市のいじめ防止基本方針を踏まえて、糸島市立前原小学校のいじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

（２）いじめに対する基本的な考え方

いじめについて、以下のことを教職員及び保護者や地域と共通認識したうえで、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努める。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- ②いじめは人権を侵害する決して許されない行為である。
- ③いじめは人間の命に関わる問題である。
- ④学校における最大の教育環境は教職員である。教職員の言動が児童に大きな影響を与える。
- ⑤以下の行為はいじめである。

心理的な影響を 与える行為	・ 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、いやなことを言われる。 ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
物理的な影響を 与える行為	・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・ 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

いじめで苦しんでいる児童のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期解決を心がけなければならない。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かはの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどにより確認する必要がある。

2 いじめ防止等のための施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では、国及び県、糸島市のいじめ防止基本方針を踏まえ、糸島市立前原小学校いじめ防止基本方針を策定し、全職員で保護者・地域と連携し、いじめ防止のための取組を行う。

(2) 組織

① いじめ対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・児童支援担当・養護教諭・担任・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等を構成員とする、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

② 生徒指導部

生徒指導部長を中心に、問題行動担当・なかよしアンケート担当・子どもを見つめる会担当・生活指導担当を構成員とし、児童理解を推進するとともに、いじめ防止のための情報収集・情報周知・共通理解・指導の方向性の共有を図る。

(3) いじめへの対策・対応

① いじめの未然防止

【いじめ防止対策推進法 第15条】

いじめを生まない教育活動の展開、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

<担任>

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対許されない」との雰囲気や学級全体に醸成させる。
- ・ 人権教育での4つの立場について指導を行う。（被害者・加害者・傍観者・無関心）
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- ・ 全ての教育活動を通して、思いやりの心や規範意識を育てる。
- ・ 前小の合い言葉「ど・お・な・つ」で仲間作りを行う。
- ・ 年間計画に則り、計画的かつ意図的に道徳科の授業を行う。

<養護教諭>

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

<生徒指導担当>

- ・ いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

<管理職>

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 節目の式や集会で、「まごころで学びえがおでがんばる前原小の子ども」の姿の具体を提示したり評価したりする。
- ・ 相談箱の設置
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進等に計画的に取り組むように職員に働きかける。

②いじめの早期発見

【いじめ防止対策推進法 第16条】

○定期的な調査とそれに係る相談体制の整備を行う。

<担任>

- ・ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間における児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を利用し、教育相談を行う。
- ・ 毎週金曜日の子どもを見つめる会において、全職員で児童の情報交換を行う。
- ・ 月1回のいじめアンケート（なかよしアンケート）やQUTテストによる実態把握を行う。
- ・ 気になることは、学年会で話したり学年主任や管理職に報告・相談したりする。

<養護教諭>

- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

<生徒指導担当教員・児童支援担当>

- ・ 早期発見のためのチェックリストの活用や定期的になかよしアンケートを実施し実態把握をする。
- ・ 毎週金曜日の支援委員会で、児童実態把握と支援のあり方について話し合う。
- ・ 朝の登校状況の把握と無届けの遅刻や欠席児童家庭への連絡を行う。
- ・ 必要に応じて校内いじめ対策委員会やケース会議を行うように提案する。

<管理職>

- ・ 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

③いじめの早期対応

【いじめ防止対策推進法 第23条】

○ いじめの確認・支援・指導及び安全の確保、安心して教育を受けるための措置を行う。

ア) 情報を集める

○ 学校が主体となる場合・・・<学級担任等>

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合には、複数の教員が直ちにその場に駆けつける。)
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。(第23条1)
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ 得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれすぎず、いじめの全体像を把握する。
- ・ 学校外で起きたいじめと疑われる行為について、保護者が学校に対し関与を断った場合でも、原則として学校は事実把握を行う。

○ 教育委員会が主体となる場合・・・

法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とする。その構成員は公平性・中立性を確保するため、第三者（弁護士、医師、学識経験者、心理の専門家）とする。

イ) 指導・支援体制を組む

- ・校長の判断により、いじめ対策委員会を開き、今後の方針について話し合う。(第22条)
校長は、開催期日や構成員等を判断する。

構成員(案) 校長、教頭、主幹教諭、担任、同学年担任、養護教諭、生徒指導担当
人権教育担当者 SC SSW 児童相談所 PTA会長 区長会長
コミュニティセンター長 主任児童民生委員

- ・重大事態の場合は、迅速に糸島市教育委員会を通じて市長へ報告する。(第30条)

重大事態とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの(児童が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合)
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの

＜いじめられた児童への対応＞

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対して徹底して守り抜くことを伝え不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更や、区域外就学等の弾力的な対応を検討する必要がある。(第16条4)

＜いじめた児童に対応する教員＞

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。(第23条4)
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。(第23条6)
- ・ 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

＜学級担任等＞

- ・ 学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童にたいしても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ) 保護者と連携する。

＜学級担任を含む複数の教員＞

- ・ 家庭訪問(加害、被害両者。学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。(第23条5)
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実関係のために聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。(第28条2)

④重大事態への対応

次の場合は、重大事態として、対応を行う。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア 重大事態の報告

- ・ 重大事態であると判断した場合、ただちに糸島市教育委員会を通して、市長へ報告する。

イ 調査を行う組織の設置

- ・ 教育委員会と協議の上、「いじめ対策委員会」を母体とし、当該調査の公平性・中立性を確保するために、外部の専門機関からの推薦等により、当該重大事態事案の状況に応じて以下の者を含めて組織する。
弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係と直接の人間関係又は特別の権利を有しない者（第3者）

ウ 事実確認のための調査

- ・ 当該重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、積極的に資料を提供する。
- ・ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合は、当該児童や情報を提供した児童を守ることを最優先した調査を実施する。
- ・ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

エ 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供
 - ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査で明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
 - ・ 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮するとともに、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期等についての指導を受けた上で行う。
- 調査結果の報告
 - ・ 調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。
 - ・ 上記の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

⑤インターネット等を通じて行われるいじめの防止

- ・ 「私たちの道徳」「人権の手引き2」等を用いて情報モラル教育を行う。
- ・ 児童のネット等利用状況を定期的に調査し、保護者に健康被害やネットトラブルの情報を周知することで、健全な育成に向けて連携できるようにする。
- ・ 保護者と学ぶ規範意識育成事業において、ネットいじめ防止の啓発に努める。

⑥感染症及びワクチン接種等によるいじめの防止

ア) 未然防止

感染に関する正しい知識を保健や学級活動で学ぶことと平行して、道徳の面から感染に関する偏見や差別について考えさせることで、感染に関わるいじめを防止する。

また、ワクチンについては、接種が強制ではないことや身体的理由により接種できない人や望まない人がおり、その判断は尊重されるべきであることを指導する。また、保護者にも理解を求めたり、学校だより等で地域にも周知したりすることで、差別やいじめ防止に努める。

イ) 早期発見

新型コロナウイルスに関わり、いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童の心のケアのために心理や福祉の専門機関と連携して迅速な対応を図るとともに、いじめを行った児童をはじめ、全児童に対して、再度偏見や差別等が起きないための道徳教育を実施する。

⑦その他

ア 児童理解と教育相談体制の整備

- ・ 月に1回の「いじめアンケート」の実施および、アンケートに関わる面談と指導の徹底
- ・ 毎週金曜日終会前の子どもを見つめる会の実施
- ・ 必要に応じて、専門の相談機関に相談できる体制を整えておく。
- ・ 教育相談室やいじめホットラインなど、校外の相談施設の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。（第16条3）

イ 教員研修の充実

- ・ 学校いじめ防止基本方針についての研修会を開く。
- ・ 人権同和教育のレポートによる研修会を開く。
- ・ QUTテストを基にした児童理解や学級経営についての研修会を開く。

ウ 保護者・地域等へのはたらきかけ

- ・ 学校便りやいじめのリーフレットの配布を行う。
- ・ 保護者に対して、年2回いじめアンケートを実施する。

エ 適切な学校評価・教員評価の実施を行う。

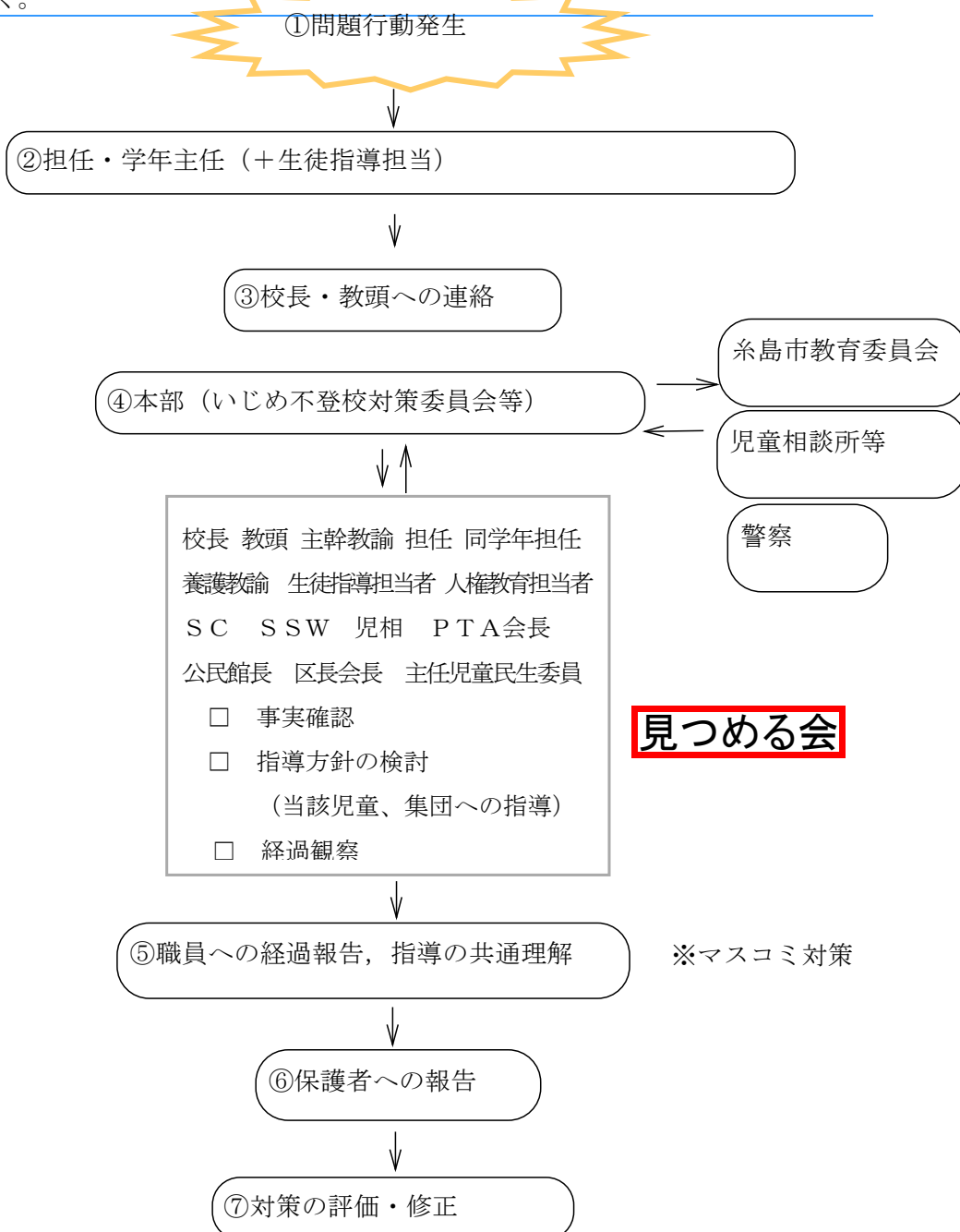
- ・ 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、実施する。
- ・ 教員評価についても日頃の児童理解や未然防止、早期発見、対応等について評価項目を作成し、実施する。

児童の問題行動（いじめ等）が発生したとき

事前

- ☐ いじめアンケート（児童：毎月1回（無記名3回）、保護者：年2回）を通し実態把握を行う。
- ☐ いじめ・不登校・問題行動に対し、適切な対応がとれるよう職員研修を行う。
- ☐ 校内研修の学級活動を推進し、自主的・自治的な児童の育成を日頃から実践していく。

発生時



事後

- ☐ 当該児童・関係児童の継続的な見守りと指導を行う。
- ☐ 支持的風土のある学級集団作りを行う。
- ☐ 対応の見直しと予防策を検討する。